

日本国特許庁（JPO）と米国特許商標庁（USPTO）は、特許審査ハイウェイの改善を  
目指し、オフィスアクションを行うまでの期間について目標を定めます

日本国特許庁と米国特許商標庁は、両庁で実施している特許審査ハイウェイ（PPH）について、更なる改善を行います。

PPHとは、ある庁（先行庁）で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により、当該庁とこの取組を実施している別の庁（後続庁）において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みです。

PPHにおけるユーザー体験を更に改善するため、両庁はPPH申請案件の各オフィスアクションを行う期限の目標を設定します。そして、この目標に沿ってPPH申請案件の審査を進めることで、PPH申請案件の審査時期の予見性を高めます。

具体的には、PPHにおける審査の早期の度合い、すなわち、PPH申請又は出願人の応答により審査を行うことができるようになってからオフィスアクションを行うまでの期間について、PPHの本来の目的が確実に達成されるように、両庁は以下の目標を定めます。

2020年、両庁のいずれかを後続庁とするPPH申請は、全世界のPPH申請の約30%を占めています。2006年に世界で最初に特許審査ハイウェイをスタートした両庁は、今後も引き続き、PPHに係る取組をリードしてきます。

なお、この改善の取組は、両庁において2022年1月1日から実施されます。

**両庁が設定する目標**

JPO

PPH 申請受理後、一次審査通知までの平均期間	3 か月以内
出願人による応答後、次の審査通知までの平均期間	3 か月以内

## USPTO

PPH 申請受理後、一次審査通知までの平均期間	3 か月以内
一次審査に対する出願人による応答後、次の審査通知までの平均期間	3 か月以内

(注1) 「PPH申請受理」とは、PPH申請の方式審査が完了した時点（PPH申請が要件を満たすことが確認された時点）を意味します。USPTOでは、PPHの下、特別な地位が認められたという旨の通知日を意味します。

(注2) 「出願人による応答」の起算点は、出願人による応答の方式審査が終了し、審査官が次の審査通知を行うことができるようになった時点の意味します。

以上